

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

山 県 市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.2%
全職員	75.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 「任期の定めのない常勤職員」の給料については、山県市職員の給与に関する条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁理事職	— %
本庁課長相当職	95.4%
本庁課長補佐職	101.5%
本庁係長職	96.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	109.3%
31～35年	96.5%
26～30年	87.3%
21～25年	78.8%
16～20年	82.3%
11～15年	77.0%
6～10年	92.9%
1～5年	83.3%

【説明欄】

- ・「本庁理事職」に女性職員がいないため、記載していない。
- ・給与には、給料、扶養手当、住居手当、時間外手当等が含まれる。
- ・全職員における給与の男女差異については、会計年度任用職員が全職員の約半数を占め、その約7割が女性職員であることに加え、当該職員の給与水準が常勤職員と比較して低いことにより生じている。
- ・常勤職員における給与の男女差異については、民間企業経験者を多く採用しており、民間企業経験者と新卒者では、同一の勤続年数であっても初任給決定の違いにより給料に差が出る。また、これまでの民間企業経験者の採用実績は、女性職員より男性職員が多いことにより生じている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。